

# 市民委員会資料

## 所管事務の調査（報告）

### 農業委員会制度の改正について

- 資 料 農業委員会制度の改正（農業委員会等に関する法律の一部改正）  
参考資料1 農業委員会法改正について  
参考資料2 農業委員会に係る経過措置について

経済労働局

平成28年1月28日

## 1. 法改正の目的

今回の改正は、規制改革実施計画に基づき、農業の成長産業化を図るため、農業協同組合、農業委員会及び農業生産法人に関する制度の一体的な見直しを行い、農業委員会は、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）に重点を置き、これらの業務を積極的に展開することが目的とされている。

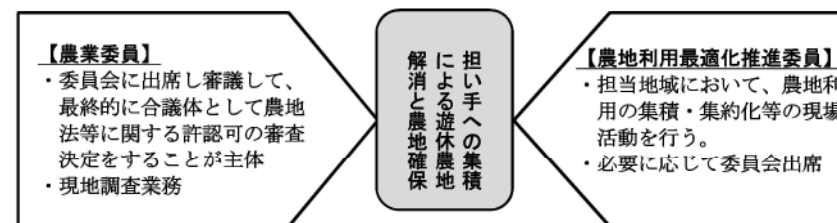
平成26年6月24日：規制改革実施計画が閣議決定  
平成27年9月4日：農業委員会等に関する法律が改正  
平成28年4月1日：改正法の施行

## 2. 農業委員会制度の改正（主な内容）

|              | 改正前                                               | 改正後                                                                                                              |
|--------------|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 選出方法         | ・選挙制と市町村長の選任制（議会・農協）の併用                           | ・地域からの推薦及び公募による市長の任命制（議会同意が必要）<br>・議会、団体推薦の選任委員制度は廃止                                                             |
| 農業委員の条件      | ・10a以上耕作している農業委員選挙人名簿登録者                          | ・農業者に限定する規定はなし。ただし、原則、過半数は認定農業者（例外措置あり）<br>・農業者以外の者で、中立公正な判断ができる者を委員1名以上入れる。                                     |
| 農業委員の定数      | ・選挙委員20名（定数は、条例で定める。）<br>・選任委員5名（議会4名、農協1名）（計25名） | ・市長による選任委員：上限14名（定数は、条例で定める。）<br><br>（基準）：農業者数1,100以下又は農地面積1,300ha以下の場合は、定数上限14名<br>本市の農地面積：594ha（平成26年固定資産概要調査） |
| 農地の集積・集約化の促進 | ・任意業務                                             | ・必須業務<br>・農地利用最適化推進委員の新設（農業委員会が任命）上限6名（定数は、条例で定める。）<br><br>（基準）：農地面積1名/100haが上限                                  |

## 3. 農業委員と農地利用最適化推進委員（新設）

農業委員と農地利用最適化推進委員（法改正により新たに設置）との役割の違い



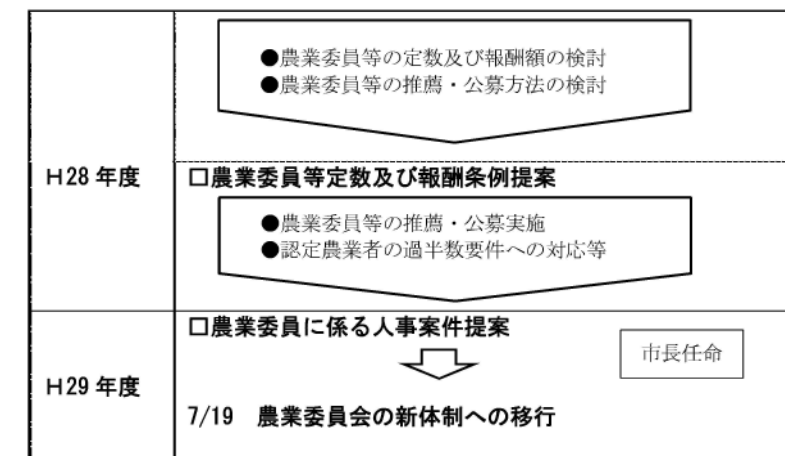
## 4. 農業委員会制度改正の経過措置

今回の法改正にあたっては、現行の農業委員会制度との整合性を図るため、「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」の附則第29条第2項により、経過措置があり、本市では、平成29年7月19日以降から新制度が適用される。

- 改正法の公布日前に旧法による選挙に選出された農業委員は、その任期終了時（平成29年7月18日）まで農業委員として在職する。ただし、農業委員の選挙は、公布日以降実施しないので、欠員の補充はない。また、選任委員（議会・団体推薦委員）も同じ。
- 農地利用最適化推進委員の設置  
農地利用最適化推進委員の設置については、旧法の経過措置が終了し、新制度に移行後に設置する。

## 5. 農業委員会制度改正への対応

新制度への移行に向けたスケジュール概要（予定）



# 農業委員会法改正について

---

平成 2 7 年 9 月

農林水産省

# 農業委員会法改正の全体像

農業委員会が、その主たる使命である、農地利用の最適化(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)をより良く果たせるようにする

## 農業委員会

### 農業委員会業務の重点化

- 農業委員会の業務の重点は、農地利用の最適化の推進であることを明確化

### 農業委員の選出方法の変更

- 地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするため、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更

### 農地利用最適化推進委員の新設

- 農業委員とは別に、各地域において農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員を新設

## 都道府県農業会議・全国農業会議所

### 農業委員会のサポート組織として機能を強化

- 一般社団法人に移行し、都道府県及び国が、農業委員会ネットワーク機構として指定

# 農業委員会の改革①（業務の重点化）

農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）を強力に進めていくために

## 現在

### 【必須業務】

- ① 農地法等によりその権限に属させた事項

### 【任意業務】

- ② 担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消

任意業務から  
必須業務に  
位置づける

- ③ 法人化その他農業経営の合理化

- ④ 農業等に関する調査及び研究

- ⑤ 農業及び農民に関する情報提供

- ⑥ 農業及び農民に関する事項についての意見  
公表、行政庁への建議又は諮問への答申

法的根拠がなくて  
も行えるため、法  
令業務から削除

## 改革の方向

### 【必須業務】

- ① 農地法等によりその権限に属させた事項

- ② 農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進

### 【任意業務】

- ③ 法人化その他の農業経営の合理化

- ④ 農業に関する調査及び情報提供

農地利用の最適化に関する施策について、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを回して改善していくため、必要がある場合には、関係行政機関に対し施策の改善意見を提出しなければならない

## 農業委員会の改革②（農業委員の選出方法の変更）

地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするために

### 現在

○選挙制と市町村長の選任制  
（議会・団体推薦）の併用

- 実際に選挙が行われているのは約1割のみ
- 兼業農家は選挙委員の約4割

### 改革の方向

- 市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制一本とする。
- 過半を原則として認定農業者とする。
- 農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れる。
- 女性・青年も積極的に登用する。
- 農業委員の定数は、委員会を機動的に開催できるよう、現行の半分程度とする（後述の農地利用最適化推進委員を置かないところを除く。）

市町村長は、推薦・公募を実施

市町村長は、推薦・公募の情報を整理し、公表

市町村長は、推薦・公募の結果を尊重して、選任議案を作成

市町村議会が同意

市町村長が任命

# (参考1) 農業委員及び推進委員の推薦・公募の手続

## 委員・推進委員の推薦・公募

- 委員及び推進委員の推薦・公募は、
- ① 同時に行うことができる
  - ② 委員及び推進委員両方の候補者となれる
  - ③ 推進委員については、複数の区域について同時に候補者となれる

## 推薦・応募の書面の記載事項

- ① 推薦をする者の氏名、住所、職業、年齢、性別(団体等の場合は、名称、目的、代表者名、構成員資格等)
- ② 推薦を受ける者又は応募者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況
- ③ 推薦を受ける者又は応募者が認定農業者(認定農業者が定数の8倍以下の場合には、認定農業者又は準ずる者)に該当するか否かの別(農業委員のみ)
- ④ 推薦又は応募の理由
- ⑤ 推薦をする者が同一の者について委員及び推進委員の両方に推薦しているか否かの別(応募の場合には、委員及び推進委員の両方に応募しているか否かの別)
- ⑥ 推進委員の場合には、推薦・応募を行う区域

## 推薦・公募期間 提出方法

- 推薦・公募の期間はおおむね1ヶ月
- 推薦・公募の期間、推薦・応募の書面の提出方法その他必要な事項は市町村長又は農業委員会が定め、公表

## 推薦・公募状況の公表

- 書面の記載事項(住所を除く)を公表
- インターネットその他適切な方法により、募集期間中はその期間の中間において、募集期間後は終了後遅滞なく行う

## 候補者が定数を超えた場合

市町村長又は農業委員会は、候補者が定数を超えた場合等には、関係者からの意見聴取その他の任命・委嘱の過程の公平性及び透明性を確保するために必要な処置を講じるよう努めなければならない

## (参考2) 農業委員の認定農業者過半要件の例外

### 原則

認定農業者（個人又は法人の役職員）が、委員の過半数を占めること

### 例外

1. 区域内の認定農業者の数が、委員の定数の8倍を下回る場合には、以下のとおりでよいこととする。

A. 委員の過半数を認定農業者及び次に掲げる者（準ずる者）とすることについて、市町村議会の同意を得ること（準ずる者：認定農業者の農業に従事・経営参画する親族、認定新規就農者、集落営農組織の役員、国・地方の計画に位置付けられた農業者、指導農業士、基本構想水準到達者）



（Aによることとしても委員の任命に著しい困難を生じる場合）

B. 委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び準ずる者とすることについて、市町村議会の同意を得ること



（Bによることとしても委員の任命に著しい困難を生じる場合）

C. 農林水産大臣の承認を得ること

2. 農業委員会の設置が義務付けられていない市町村（区域内の農地面積が都府県200ha、北海道800haを超えない）

3. 認定農業者の制度を活用していない市町村（農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想を策定していない）

## （参考３）市町村長が条例で定める農業委員の定数の上限基準

- ① 推進委員を委嘱する農業委員会については、総会を機動的に開催できるよう、現行の定数の半分程度
- ② 推進委員を委嘱しない農業委員会については、農業委員が推進委員の機能（現場活動）も兼ねることから、現行の定数とほぼ同数

| 区 分                                                                    |                 | 改正後の上限 | 改正前の上限<br>(選挙委員の定数で<br>あり、この他に選任<br>委員が7人程度) |
|------------------------------------------------------------------------|-----------------|--------|----------------------------------------------|
| (1) 次のいずれかの農業委員会<br>① 農業者の数が1,100以下の農業委員会<br>② 農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 | 推進委員を委嘱する農業委員会  | 14人    | 20人                                          |
|                                                                        | 推進委員を委嘱しない農業委員会 | 27人    |                                              |
| (2) (1)および(3)以外の農業委員会                                                  | 推進委員を委嘱する農業委員会  | 19人    | 30人                                          |
|                                                                        | 推進委員を委嘱しない農業委員会 | 37人    |                                              |
| (3) 農業者の数が6,000を超え、かつ、農地面積が5,000ヘクタールを超える農業委員会                         | 推進委員を委嘱する農業委員会  | 24人    | 40人                                          |
|                                                                        | 推進委員を委嘱しない農業委員会 | 47人    |                                              |

○ これまでの選任委員数が7人を超えている場合には、農林水産大臣の承認を得て、上限を引き上げることができる。

# 農業委員会の改革③（農地利用最適化推進委員の新設）

現在の農業委員会の機能が、委員会としての決定行為、各委員の地域での活動の2つに分けられることを踏まえ、それぞれが的確に機能するようにするために

## 現在

- 農業委員が、それぞれ
  - ① 農地の権利移動の許可等の「合議体としての決定行為」と
  - ② 担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の「地域における現場活動」の両方を実施。
- ②の現場活動が必ずしもうまくいかず、耕作放棄地が増加したり、担い手への農地利用の集積・集約化が円滑に進まないことがある。

## 改革の方向

- 現場活動を積極的に行うため、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、原則として、農地利用最適化推進委員を設置。  
農業委員と推進委員は密接に連携。
- 推進委員は、自らの担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行う。
- 推進委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定める。

## 具体的業務

- ・ 人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合いを推進
- ・ 農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進
- ・ 耕作放棄地の発生防止と解消を推進
- ・ このため、農地中間管理機構と密接に連携

## 選出方法

農業委員会は、農業委員会が定める区域ごとに推薦・公募を実施

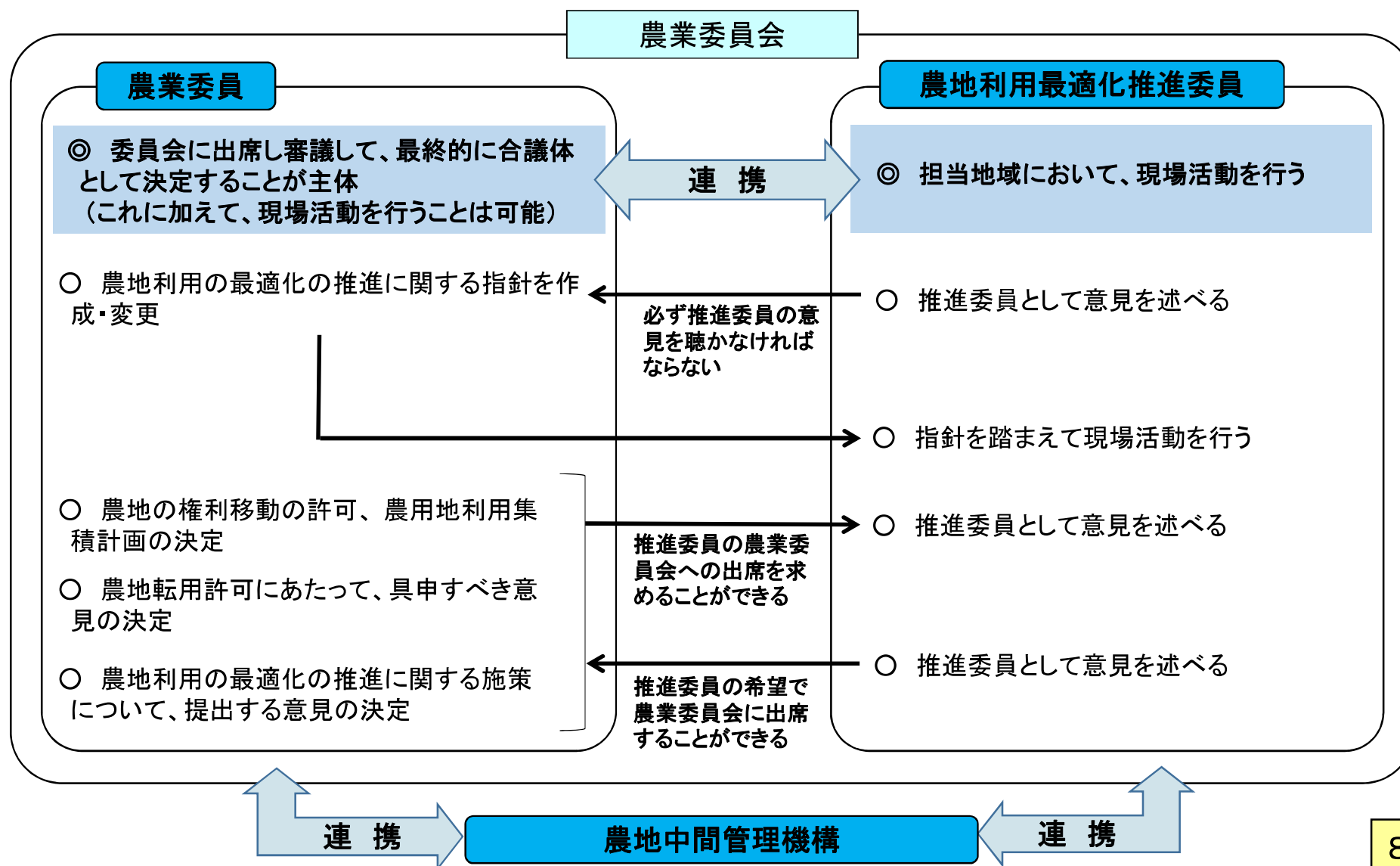
農業委員会は、推薦・公募の情報を整理し、公表

農業委員会は、推薦・公募の結果を尊重

農業委員会が委嘱

\* 手続の詳細はP4参照

## （参考１）農業委員と農地利用最適化推進委員の連携



## （参考２）農業委員会が推進委員を委嘱しないことができる市町村

次のいずれかの市町村（この市町村においても、自ら選択すれば、推進委員を委嘱することも可能）

### 1. 遊休農地がほとんどなく、担い手への農地集積がかなり進んでいる市町村

具体的には、次のいずれも満たす市町村

- ① 遊休農地率（再生可能な耕作放棄地）１パーセント以下（全国平均は約３％）
- ② 担い手への農地の集積率 ７０パーセント以上（全国平均は約５０％）

### 2. 農業委員会の設置が義務付けられていない市町村（区域内の農地面積が都府県200ha、北海道800haを超えない市町村）

## （参考３）市町村長が条例で定める推進委員の定数の上限基準

農地利用の最適化の推進のための現場活動が支障なく行えるよう、農業委員会の区域内の農地面積の100ヘクタールに1人の割合で配置できることとする

# 都道府県農業会議・全国農業会議所の改革

農業委員会のサポート組織として十分機能するようにするために

## 現在

- 特別認可法人であり、行革上、法令業務の拡充はできない

### 都道府県農業会議

(指定法人に移行)

- ① 情報提供、調査、研究、研修
- ② 農業委員会への協力
- ③ 農地転用許可に係る都道府県への意見提出等

- ④ 意見公表、行政庁への建議等 →  
法的根拠がなくとも行えるため、法令業務から削除

### 全国農業会議所

(指定法人に移行)

- ① 都道府県農業会議の業務に対する指導・連絡
- ② 調査及び研究
- ③ 意見公表、行政庁への建議等 →  
法的根拠がなくとも行えるため、法令業務から削除

## 改革の方向

- 農業委員会のサポート業務を行う**指定法人(都道府県・国が指定)**に移行
- 農業委員会のサポート業務のほか、**新規参入支援や担い手の組織化・運営の支援等の業務を法令業務として明確に位置づけ**

### 都道府県農業委員会ネットワーク機構

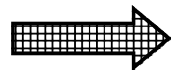
- ① 農業委員会相互の連絡調整、優良な取組を行っている農業委員会についての情報の横展開、農業委員等に対する講習及び研修その他の農業委員会に対する支援
- ② 農地情報の収集、整理、提供
- ③ 新規参入支援、法人化推進、担い手の組織化・運営の支援(追加)
- ④ 調査及び情報の提供
- ⑤ 農地転用許可に係る農業委員会への意見提出等  
農地利用の最適化の推進に関する施策について、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを回して改善していくため、必要がある場合には、関係行政機関に対し施策の改善意見を提出しなければならない

### 全国農業委員会ネットワーク機構

- ① 都道府県機構相互の連絡調整、都道府県機構が行う農業委員等に対する講習及び研修への協力その他の都道府県機構に対する支援
- ② 都道府県機構の②～④の業務  
(都道府県機構と同様に削除)

# 農業委員会に係る経過措置について

参考資料 2



この部分から新制度となります。

公布日  
(H27.9.4)

施行の日  
(H28.4.1)

|              |              |                |
|--------------|--------------|----------------|
| 湯河原町 28.4.26 | 藤沢市 29.7.19  | 平塚市 29.7.30    |
| 愛川町 28.8.9   | 茅ヶ崎市 29.7.19 | 横浜市中心 29.8.17  |
| 小田原市 28.9.24 | 寒川町 29.7.19  | 横浜市内西部 29.8.17 |
| 南足柄市 28.9.30 | 二宮町 29.7.19  | 伊勢原市 30.3.31   |
| 大井町 28.9.30  | 中井町 29.7.19  | 山北町 30.4.30    |
| 厚木市 28.10.16 | 松田町 29.7.19  | 大和市 30.5.21    |
| 横須賀市 29.7.14 | 真鶴町 29.7.19  |                |
| 川崎市 29.7.18  | 座間市 29.7.19  |                |
| 三浦市 29.7.19  | 綾瀬市 29.7.19  |                |
| 葉山町 29.7.19  | 清川村 29.7.19  |                |
| 鎌倉市 29.7.19  |              |                |

法律の施行日以後  
に任期が満了する  
場合

任期中なお従前の例により在任  
(附則第29条第2項)

法律の施行の日の  
前日までに任期が  
満了する場合

海老名市 27.9.30 開成町 28.1.31  
相模原市 28.3.19

在任延長(附則第29条第1項)

任期満了

法律の公布の日まで  
に、既に選挙の期日が  
告示されている場合

大磯町 27.8.24

選挙告示

選挙

3年間

札幌市 29.6.23 仙台市 30.7.14 さいたま市 29.4.3、  
千葉市、岡山市 29.7.19 横浜市 29.8.17 浜松市 30.6.30  
相模原市、新潟市、静岡市 京都市 28.3.31  
堺市 29.7.14 神戸市 30.9.9 広島市 28.6.16  
北九州市 29.7.17 福岡市 29.6.22 熊本市 30.4.14

30.8.24

任期中なお従前の例により在任  
(附則第29条第2項)

任期満了